【巻末資料２】

令和５年２月７日

警察活動等への協力業務検討委員会委員
○○○○　先生

厚生労働行政推進調査事業費補助金
地域医療基盤開発推進研究事業
「死因究明等の推進に関する研究」
研究代表者　　細川　秀一
（公益社団法人　日本医師会常任理事）

死体検案料に関する調査のご依頼

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、今期も警察活動等への協力業務検討委員会委員への就任をご承諾いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 5 月に開催しました第 2 回警察活動等への協力業務検討委員会では、私が研究代表を務めます、厚生労働省の研究事業「死因究明等の推進に関する研究」班より、死体検案料に関する調査についてご説明を申し上げたところです。

ご存知の通り、死因究明等推進計画（令和 3 年 6 月）には「厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うと共に、研究成果をとりまとめて地方公共団体へ還元する。」ということが謳われており、本研究班では平成 26 年以降、検案における諸課題に関して研究を重ねてまいりました。

死因の決定において検案が非常に重要な業務となることから、各地域において死体検案を行う環境等の実情が異なることを踏まえつつ、できる限り検案が適正に実施されるべく、検案料について検討してまいりたいと存じます。

つきましては、前期委員会より引き続き委員をお引き受けいただきました委員の先生方で、特に検案業務に精通された先生方にご意見をお伺いしたく、別添のご質問にご回答をいただきますよう、お願い申し上げる次第です。

本研究事業を通じて、先生方のご知見を本研究班にご提供いただきたく、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

死体検案料に関する調査のご依頼

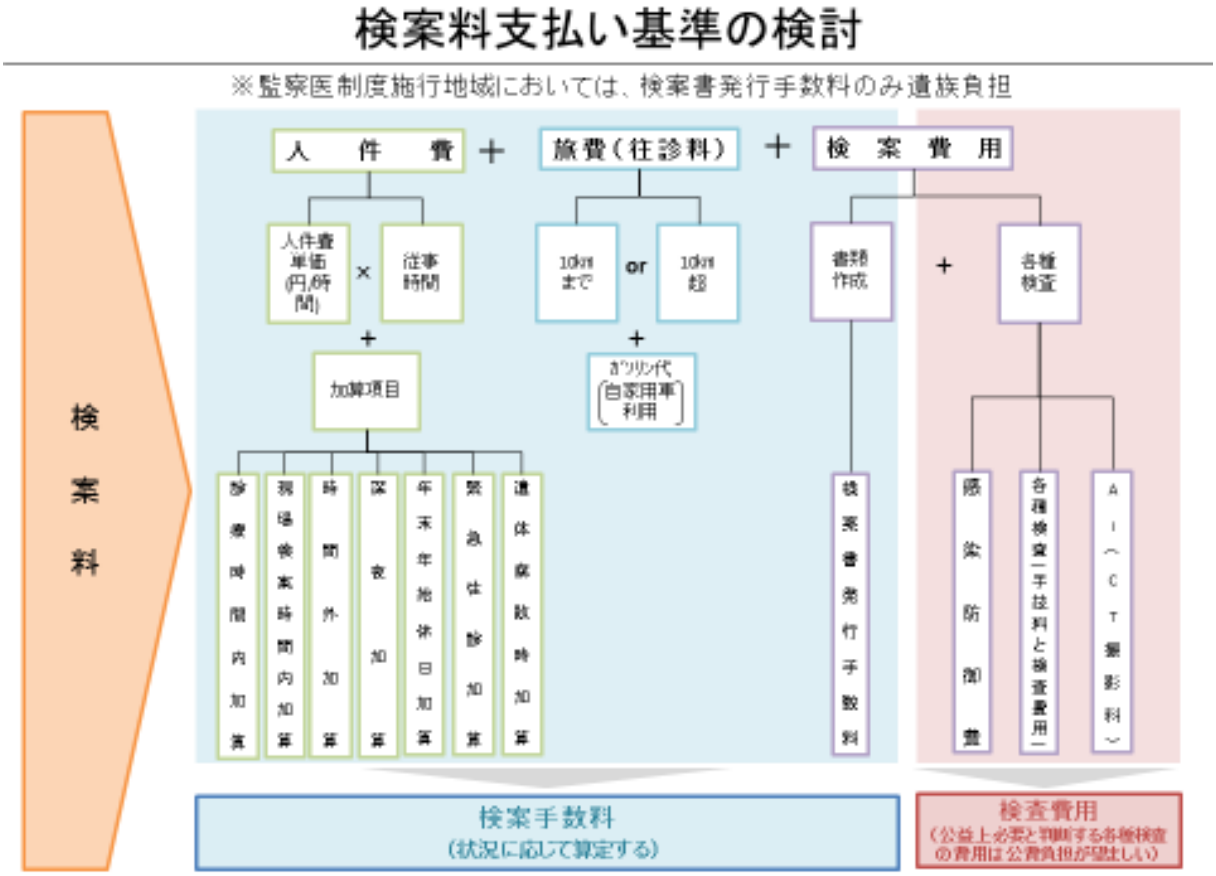
平素より死体検案業務にご協力いただき、誠にありがとうございます。

死体検案は、死因の正確な把握のため極めて重要な業務でありますが、費用の点は明確な基準がなく、標準化が望まれてきたところです。

そこで、厚生労働省科学研究事業「死因究明等の推進に関する研究」では、平成 26 年以降、数度にわたり、死体検案料に関する調査を積み重ね、今般、以下のとおり支払い基準を整理し、具体的な算定例を検討いたしました。

各地域において、死体検案を行う環境等実情は異なっているものと思われますが、先生方の実践しておられる実務に照らし、以下の考え方と具体的な算定例が適切なものであるかどうかにつき、ご意見をいただけましたら幸いです。

【支払い基準】（研究班報告書より抜粋）



【考え方】（令和２年度研究班報告書より抜粋）

算定要素ごとの具体的な金額を、考え方の一例として示す。

・基本検案料 15,000 円
・文書作成料 5,000 円
・往診料 10 キロまで 7,000 円、10 キロ超 10,000 円
・診療時間内加算（本来の診療時間を割いて検案に対応した場合 2,000 円）
・現場検案時間内加算（現場での検案が 1 時間以上のとき 1,000 円、30 分ごとに 1,000 円）
・時間外加算（診療時間後～午後 10 時、午前 8 時～診療時間開始前、2,000 円）
・深夜加算（午後 10 時～午前 8 時、5,000 円）
・年末年始休日加算（3,000 円）
・緊急往診加算（通常の診療時間内に外来診療を中断して往診を行った場合 10 キロまで 4,000 円、10 キロ超 5,000 円。診療時間外に往診を行った場合 10 キロまで 7,000 円、10 キロ超 10,000 円。当番日以外で深夜に往診を行った場合 10 キロまで 14,000 円、10 キロ超 20,000 円。）

※参考：某政令指定都市「行旅死亡人死体検案料・支払基準」

なお、東京都のうち 23 区以外の地域（監察医制度のない地域）における検案料は、都が負担しており、検案１件につき、平日 34,738 円、休日・土曜 43,424 円、5 月連休（ＧＷ）52,111 円、年末年始 69,477 円が支払われる（平成 28 年度予算による、東京都のパンフレットより引用）。また、遺体腐敗時には、別途加算を設けるという考え方も研究班において指摘された。

【算定例】（令和２年度研究班報告書より抜粋）

図 2 に示した加算要素と、上記の（1）基本的な考え方をもとに以下のモデルで算定を行った。

ア：診療時間内に警察から連絡があり、警察車両にて隣町（7 キロ）の在宅死の現場に向かい、検案を行った。独居で生前の情報に乏しかったが、高血圧の既往があることは判明。協力病院にてＣＴ撮影したところ、明らかに死因と評価できる脳幹出血が認められ、脳幹出血を死因とした（所要時間２時間）。

基本検案料＋往診料＋現場検案時間内加算＋文書作成料

（15,000 円＋7,000 円＋3,000 円＋5,000 円＝30,000 円）

イ：年末年始の深夜、警察から連絡があり、警察車両にて遠方（40 キロ）の不審死の現場に行き、検案を行った。死因判定は困難であった（所要時間２時間）。

基本検案料＋往診料＋年末年始休日加算＋緊急往診加算深夜加算＋文書作成料（15,000 円＋10,000 円＋3,000 円＋20,000 円＋5,000 円＝53,000 円）

質問

１　上記の考え方について、違和感のあるところ、先生の行っておられる検案業務との齟齬があるところ等があれば、ご教示ください。

２　上記の算定例について、違和感のあるところ、先生の行っておられる検案業務との齟齬があるところ等があれば、ご教示ください。

３　先生が検案業務を行っている地域では、検案では死因がわからず解剖に回されたとき、検案書を遺族に交付するのは、①最初に検案をした警察医の先生でしょうか。それとも②解剖を行った法医学教室等の医師でしょうか。

① 最初に検案した医師が解剖結果を参照して検案書を交付する。
② 検案を行った医師は検案書を交付せず、解剖を行った医師が解剖結果に基づき検案書を交付する。
③ 検案医と解剖医が同一機関に所属している（監察医制度施行地域など）。

ご回答提出先…日本医師会 医事法･医療安全課 宛（期限２月17日頃まで）
FAX：03-3946-6295　　E-mail：law-safe@po.med.or.jp
ご氏名：

※ 本頁にご回答を直接ご記入いただいた際は、ご氏名記入のうえFAXにてご提出願います。Word ファイルにご入力いただいた場合は、上記メールアドレス宛に添付のうえ送信願います。　　担当者名：沼田 ・ 富岡

厚生労働行政推進調査事業費補助金
地域医療基盤開発推進研究事業
令和4年度「死因究明等の推進に関する研究」

死体検案料に関する調査結果

■調査目的

これまで本研究において検討してきた検案書発行料等に関する考え方における具体的な算定基準に対し、実際に検案を実践している医師を対象に調査を実施することにより、算定基準が適切なものかどうかを判断し、総括的な検証を行ったうえで、その成果を各地域の地方協議会に還元することを目的とする。

■調査対象

日本医師会「警察活動等への協力業務検討委員会」委員（令和2～5年の2期継続任期の委員7名）

■調査内容・結果

令和2年度研究報告書において示した検案料の基本的な考え方および算定例についての、以下の質問に対して回答を依頼した。

【考え方】（令和２年度研究班報告書より抜粋）

算定要素ごとの具体的な金額を、考え方の一例として示す。
・基本検案料 15,000 円
・文書作成料 5,000 円
・往診料10 キロまで7,000 円、10 キロ超 10,000 円
・診療時間内加算（本来の診療時間を割いて検案に対応した場合2,000 円）
・現場検案時間内加算（現場での検案が1 時間以上のとき1,000 円、30 分ごとに1,000 円）
・時間外加算（診療時間後～午後10時、午前8 時～診療時間開始前、2,000円）
・深夜加算（午後10 時～午前8 時、5,000 円）
・年末年始休日加算（3,000 円）
・緊急往診加算（通常の診療時間内に外来診療を中断して往診を行った場合10 キロまで4,000 円、10 キロ超5,000 円。診療時間外に往診を行った場合10 キロまで7,000 円、10 キロ超10,000 円。当番日以外で深夜に往診を行った場合 10 キロまで14,000 円、10 キロ超20,000 円。）
※参考：某政令指定都市「行旅死亡人死体検案料・支払基準」

なお、東京都のうち23 区以外の地域（監察医制度のない地域）における検案料は、都が負担しており、検案１件につき、平日34,738 円、休日・土曜43,424 円、5 月連休（ＧＷ）52,111 円、年末年始69,477 円が支払われる（平成28 年度予算による、東京都のパンフレットより引用）。また、遺体腐敗時には、別途加算を設けるという考え方も研究班において指摘された。

【算定例】（令和２年度研究班報告書より抜粋）

図2 に示した加算要素と、上記の（1）基本的な考え方をもとに以下のモデルで算定を行った。

ア：診療時間内に警察から連絡があり、警察車両にて隣町（7 キロ）の在宅死の現場に向かい、検案を行った。独居で生前の情報に乏しかったが、高血圧の既往があることは判明。協力病院にてＣＴ撮影したところ、明らかに死因と評価できる脳幹出血が認められ、脳幹出血を死因とした（所要時間２時間）。
基本検案料＋往診料＋現場検案時間内加算＋文書作成料
（15,000 円＋7,000 円＋3,000 円＋5,000 円＝30,000 円）

イ：年末年始の深夜、警察から連絡があり、警察車両にて遠方（40 キロ）の不審死の現場に行き、検案を行った。死因判定は困難であった（所要時間２時間）。
基本検案料＋往診料＋年末年始休日加算＋緊急往診加算深夜加算＋文書作成料
（15,000 円＋10,000 円＋3,000 円＋20,000 円＋5,000 円＝53,000　円）

質問1	質問2	質問3
上記の考え方について、違和感のあるところ、先生の行っておられる検案業務との齟齬があるところ等があれば、ご教示ください。	上記の算定例について、違和感のあるところ、先生の行っておられる検案業務との齟齬があるところ等があれば、ご教示ください。	先生が検案業務を行っている地域では、検案では死因がわからず解剖に回されたとき、検案書を遺族に交付するのは、①最初に検案をした警察医の先生でしょうか。それとも②解剖を行った法医学教室等の医師でしょうか。 ①最初に検案した医師が解剖結果を参照して検案書を交付する。 ②検案を行った医師は検案書を交付せず、解剖を行った医師が解剖結果に基づき検案書を交付する。 ③検案医と解剖医が同一機関に所属している（監察医制度施行地域など）。

回答者No.	回答内容		
	質問1	質問2	質問3
1	特になし	特になし	②
2	北海道警察医会では、現在先輩による口頭の申し送りで死体検案料として3万円を遺族から受け取っていますが、この考え方は論理的であり、また従来の受け取り額と近いものになっており、賛同します。	賛同します。	①（法医学教室の医師の判断によります。）②
3	山形県では死体検案は、警察署内にご遺体用の冷蔵庫があり、事件性のないご遺体は、検案医の要望の時間帯に当該警察署に行って検案しております。従って現在ではほとんど昼間、平日（１時以降）片道１０キロ以内＋文書料 ￥１２０９６＋￥６６００ であります。 他に警察から報償費としてご遺体が腐敗していようが、どんなご遺体でも一律３千円です。		②
4	特にありません	特にありません	②（警察には検案報告のみ提出します。）
5	往診料に関しては、通常の往診とは違い、検案の際は警察の車両での移動の為、距離ではなく時間が良いのではないでしょうか。当院では、医科診療報酬点数表に準じて行っております。 以下、参考として当院では（医科診療報酬点数表参考） ●（院外での検死を行った場合） 往診料（１時間以内） ・時間内 720 ・時間外 1370（720+650） ・休日 1370（720+650） ・深夜 2020（720+1300） ＊また、往診時間が１時間を超える場合は、３０分毎に１００点加算	このままでも良いでしょうが、かなり複雑になってきているので、東京都を参考にしてもう一度検討しても良いかもしれません。	①
6	加算に関しては少し低額な印象もありますが、概ね齟齬は無い様に思います。	算定例ア.イ.共に概ね齟齬は無い様に思います。	②
7	特になし	特になし	②